

公益社団法人日本アメリカンフットボール協会
役員候補者の選考に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本アメリカンフットボール協会（以下「当法人」という。）の理事及び監事（以下「役員」という。）を選任する社員総会に理事会が議案として提出する役員の候補者の選考に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員候補者選考委員会)

第2条 当法人は、役員を選任する社員総会に理事会が議案として提出する役員の候補者の選考のために役員候補者選考委員会を設置する。

2 役員候補者選考委員会は、理事会から独立した諮問委員会として、役員の候補者の資質及び能力を適切に確認し、多様な意見を反映できる役員の構成の実現を図ることをその任務とする。

3 理事会は、役員候補者選考委員会から役員の候補者につき答申を受けたときは、これを尊重しなければならない。

4 理事会は、前項の規定に基づき監事の選任に関する議案を社員総会に提出するには、監事の同意を得なければならない。

(役員候補者選考委員)

第3条 役員候補者選考委員会の委員は、理事会の承認を得て会長が任命する。

2 役員候補者選考委員会の委員の任期は、就任の日からその後最初に到来する役員の選任に係る社員総会の終了時までとする。

(外部有識者)

第4条 この規程において「外部有識者」とは、加盟団体の役員若しくは職員又は加盟団体の登録者（選手等）でない者をいう。

(選考委員)

第5条 役員候補者選考委員会の構成は次の各号のとおり5名以内とし、女性委員を1名以上含むよう努めるものとする。

- (1) 外部有識者（当法人の外部有識者である理事及び外部有識者である社員を含む。）から3名
- (2) 理事又は社員から1名
- (3) 監事のうち1名

(役員候補者選考委員会の運営)

第6条 役員候補者選考委員会の委員長は、委員の互選により選出する。

2 役員候補者選考委員会は、委員長が招集する。ただし、前項の規定による互選がなされる前は理事会が招集する。

3 役員候補者選考委員会の議長は委員長があたる。ただし、委員長に事故があるとき又はやむを得ない事情により委員長が欠席するときは、出席委員の互選によりこれを定める。

4 役員候補者選考委員会の定足数は過半数とし、委任等による代理出席は認めない。

5 役員候補者選考委員会は、運営を円滑に行うため、事務局を設置することができ、当法人の事務局がこれを務める。

6 役員候補者選考委員会の決議は、委員会に出席した委員の過半数をもって行う。ただし、委員は自らを役員候補者とする決議に参加することができない。

7 役員候補者選考委員会は、理事及び監事の候補者を決議したときは、その内容を速やかに理事会に対して答申するものとする。

(役員候補者の推薦)

第7条 加盟団体は、理事を推薦することができる。加盟団体は、理事を推薦する場合、会長に対し、次の各号に掲げる事項その他候補者の選考の審議に有用な事項を記載した資料を添えて、役員候補者名簿を提出する。各加盟団体の推薦できる理事の人数は別途定める。

(1) 候補者の略歴

(2) 候補者と当法人との関係

(3) 候補者の兼職状況

(4) 候補者が再任の場合には、理事会への出席その他役員としての活動状況

2 会長は、第1項に基づき作成した役員候補者名簿を第1項記載の資料と共に役員候補者選考委員会に提出する。

3 第1項にかかわらず、会長は、専務理事及び事務局長と合議の上、次の各号に掲げる事項その他候補者の選考の審議に有用な事項を記載した資料を添えて、役員候補者選考委員会に対し理事及び監事候補者を推薦することができる。

(1) 候補者の略歴

(2) 候補者と当法人との関係

(3) 候補者の兼職状況

(4) 候補者が再任の場合には、理事会への出席その他役員としての活動状況

4 役員候補者選考委員会は、必要と判断した場合には、前項の推薦その他同委員会の議事に関し、当法人の役員又は事務局の説明を求めることができる。

5 第1項の加盟団体、及び第3項の会長の推薦は、役員候補者選考委員会が他の者を役員候補者として理事会に答申することを妨げない。

(役員候補者の選考基準)

第8条 役員候補者選考委員会は、役員候補者を選考するに当たり、次の各号に定める基準を尊重しなければならない。

- (1) スポーツ庁の策定に係るスポーツ団体ガバナンスコード(中央競技団体向け、令和元年6月10日。その後の改訂を含む。)原則2に規定する事項を踏まえた多様な意見を反映できる役員構成であること
- (2) 就任時において、理事については満70歳未満であること
- (3) 既に連続して10年以上理事として在任している者でないこと、又は過去に連続して10年以上理事として在任したことがある者にあつては、理事を退任してから2年以上経過していること
- (4) アメリカンフットボール又はそれ以外のスポーツ、経営全般、法律、会計、財務、国際情勢等の分野において専門的な知識又は経験を有するとともに、遵法精神に富んでいること
- (5) 理事会への出席その他当法人の運営に対する積極的参加が見込めること
- (6) 原則として女性を3名以上含むこと

2 前項の規定にかかわらず、役員候補者選考委員会は、当該役員候補者が国際連盟の役職者であると認めるときは、当該役員候補者を理事候補者とすることができる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は理事会の決議による。

附 則 (令和5年3月23日理事会決議)

この規程は、決議の日(令和5年3月23日理事会決議)より施行する。なお、第8条第1項第(2)号については、令和7年4月1日より施行する。